

「北海道空知ワインと食のフェア（仮）」開催要領

- 1 目的
空知管内の特産品のPR及び販路拡大のため、北海道どさんこプラザ札幌店において、マーケティングサポート催事を活用した物産・観光PRを実施する。
- 2 イベント名称
北海道空知ワインと食のフェア（仮）
- 3 日時
令和6年11月6日（水）～12日（火） 7日間 各日8:30～20:00
※北海道どさんこプラザ札幌店の営業時間が変更になっている場合は、営業時間に準ずる
- 4 開催場所
北海道どさんこプラザ札幌店（札幌市北区北6条西4丁目）
- 5 主催
北海道空知総合振興局
- 6 協力
北海道どさんこプラザ札幌店
- 7 内容
 - (1) 特設コーナーでの空知製品の販売
 - (2) イートインコーナーにおける空知ワインのPR
 - (3) 生産者出店による空知製品の対面販売
 - (4) 新米すくい取りの実施
 - (5) 特設コーナーでの観光情報と日本遺産「炭鉄港」情報の発信
 - (6) フェア対象商品購入者を対象としたガチャポン抽選会の実施
- 8 募集対象事業者
空知管内に主たる事務所または事業所を有する事業者のうち、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 道産品の生産、製造加工を行っている者
 - (2) 自らが企画・考案した道産品の販売を行っている者
※ここでいう「道産品」とは、道内で生産、製造または主な加工が行われたもの（農林水産物、加工食品、工芸品等）
- 9 募集案内
 - (1) 対面販売
 - ア 各日1社まで（最大7社）
 - (ア) 催事コーナー2カ所のうち1カ所は、振興局ブースとする。
 - (イ) 申込可能な期間は2日間までとし、申込多数の場合は主催者が調整する。
 - イ 商品数の上限なし
※対面販売を実施しない日も陳列販売が可能。ただし、スペースの関係で陳列販売時の商品数を制限することがある。
 - (2) 陳列販売
 - ア 事業者数上限なし
 - イ 7日間の販売とする。
 - ウ 商品数の上限なし。ただし、申込多数の場合は主催者が調整することがある。
- 10 募集にあたっての条件
 - (1) 販売商品は、製造者がPL（製造物責任）保険等に加入している、かつ、表示に関する法令を遵守している商品に限る。

- (2) 対面販売は調理実演が可能。ただし、匂いの強いもの、煙が出る等の一部の調理実演やガス調理器、フライヤー、直火等の使用は不可である。
- (3) 事業者は北海道どさんこプラザ札幌店に対し、1日ごとの売上の15%を手数料として支払うこと。ただし、上限額(5万円/日)の設定がある。
- (4) 事業者は、振込手数料、参加者の経費(運送費・旅費・宿泊費等)及び売れ残った商品の返送・廃棄について負担すること。
- (5) 催事コーナーの冷凍冷蔵オープンケース、電子レンジ、電磁機器(IH)以外の什器、特殊備品を使用する場合は、事前相談の後、各事業者が手配すること。
- (6) 事業者は、「北海道空知ワインと食のフェア(仮)商品カルテ」により販売する商品情報を報告すること。

11 申込書類

- (1) 「北海道空知ワインと食のフェア(仮)」申込書
- (2) 「北海道空知ワインと食のフェア(仮)」出品商品リスト
- (3) 「北海道空知ワインと食のフェア(仮)」商品カルテ
- (4) PL保険証(写)
※「申込商品の製造者が被保険者とされるもの」及び「申込商品の販売者が被保険者とされるもの」を提出することとする。ただし、販売者がPL保険に加入していない場合は、加入及び同書類の提出を強制するものではない。

12 申込方法

下記あてメールにより申し込むこと。

北海道空知総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 観光振興係 林

E-mail: sorachi.shoko2@pref.hokkaido.lg.jp

13 その他

- (1) フェアで扱う商品は原則消化仕入となる。
- (2) フェア開催の周知(チラシ等)にあたって、商品画像等の提供及びSNS等による情報発信を依頼することがある。
- (3) この要領に記載のない事項については、別途協議する。